

行政事業レビュー公開プロセス 説明資料

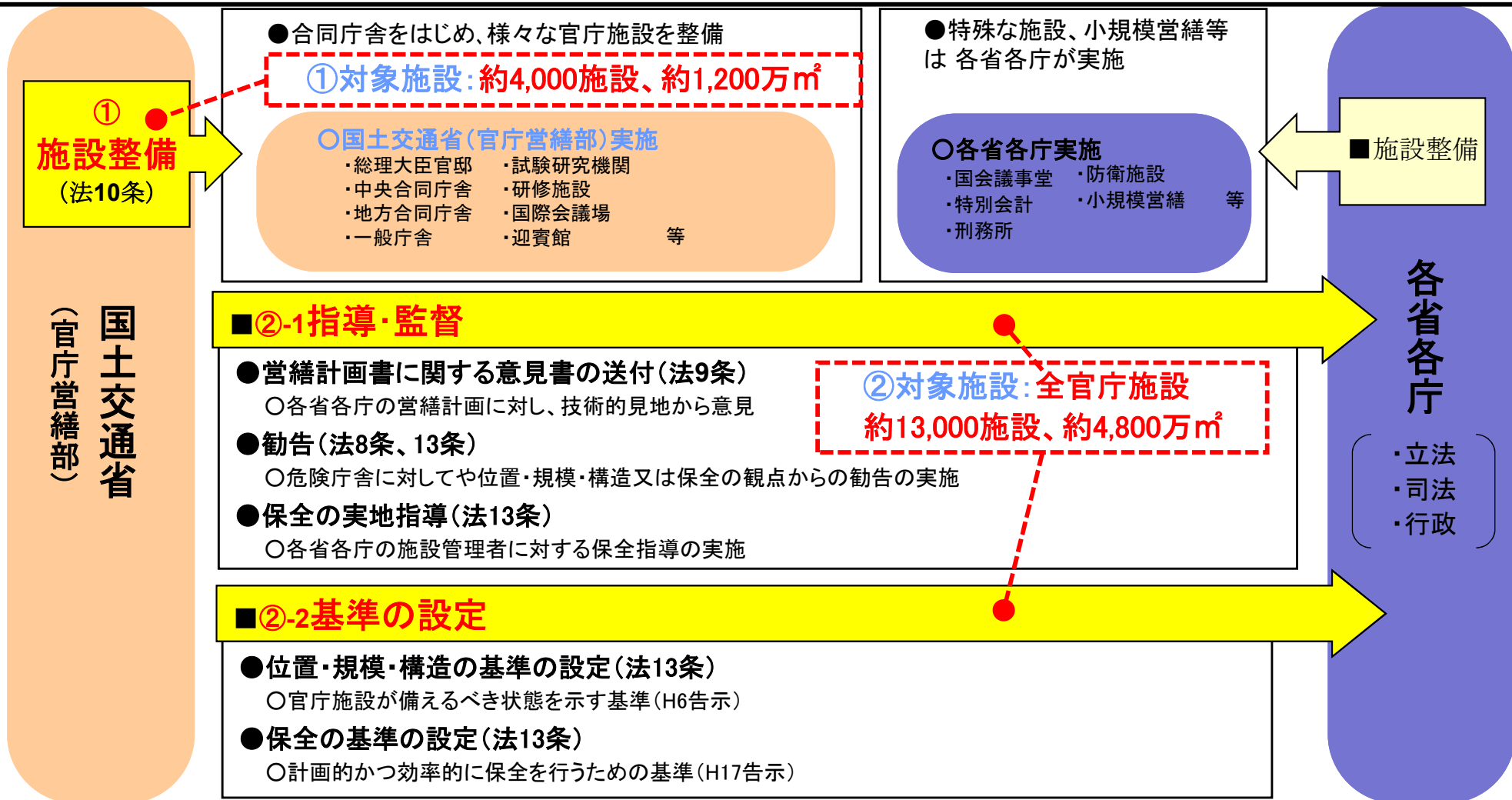
【事業名】 官庁営繕費

官庁営繕の役割

○国土交通省官庁営繕部は、官公庁施設の建設等に関する法律(S26官公法)に基づき、官庁施設の整備・保全に関する業務を実施。

○具体的には、官庁施設の災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、

- ①(特殊な施設等を除く官庁施設対象) **施設整備**、
- ②**各省各庁への指導・監督**と(全官庁施設対象) **基準の設定**。



国の政策的課題と官庁営繕の主な取組

国の政策的課題	官庁営繕の主な取組
<p>■防災・減災</p> <p>○国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)等</p>	<p>○地震対策(耐震化、天井対策、電力確保)</p> <p>○津波・浸水対策</p> <p>○地域防災計画との連携</p>
<p>■老朽化対策・長寿命化</p> <p>○インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日) 等</p>	<p>○長寿命化対策</p> <p>○施設の適切な保全</p>
<p>■地域・まちづくり</p> <p>○社会資本整備重点計画(第5次 令和3年5月28日)</p> <p>○まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期 令和元年年12月20日) 等</p>	<p>○地域との連携</p> <p>○景観形成への寄与</p> <p>○歴史的建造物の保存</p> <p>○バリアフリー化</p>
<p>■環境対策・木材利用</p> <p>○地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)</p> <p>○木材利用促進法(平成22年5月26日法律第36号) 等</p>	<p>○環境負荷低減(施設整備、施設運用)</p> <p>○木造化・木質化</p>
<p>■公共工事の品質確保・働き方改革</p> <p>○公共工事品質確保法(平成17年法律第18号)</p> <p>○答申「官公庁施設整備における発注者のあり方について」(平成29年1月20日)</p> <p>○働き方改革実行計画(平成29年3月28日) 等</p>	<p>○「営繕積算方式」の活用・普及</p> <p>○「工期設定の基本的考え方」の整理・普及</p> <p>○「公共建築相談窓口」の活用</p> <p>○「週休2日促進工事」の実施</p> <p>○生産性向上</p>

公共建築工事、民間建築工事の発注者への普及促進

- 人命の安全の確保と防災機能の強化を図るため、建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設の耐震化等を推進する。
- 既存官庁施設において、最低限必要な施設の性能を確保するため、危険な箇所、経年劣化が著しい部位等について、緊急的な改修等を実施する。

来るべき大規模災害等への備え

- 南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模災害の発生が懸念される中、防災拠点となる官庁施設等の地震・津波対策、首都直下地震時の首都中枢機能確保対策が必要

第5次社会資本整備重点計画

- ・官庁施設の耐震基準を満足する割合
【令和7年度 100%】

老朽化する膨大なストックへの対策

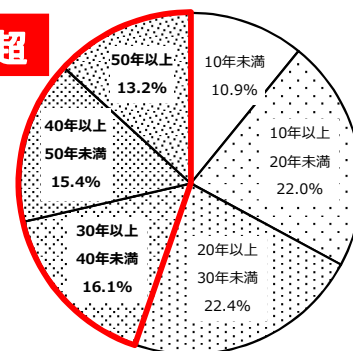
- 国家機関の建築物は膨大で、建築後30年を経過したものが4割を超えており、長寿命化対策を含めた効果的・効率的な対策が必要

国家機関の建築物の状況

- ・総延べ床面積：約 4,800万㎡
(約 1,200万㎡)
- ・総施設数：約 13,000施設
(約 4,000施設)

※下段()書きは営繕部の整備対象施設

4割超



防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等(106億円)

- 地域と連携した防災拠点となる官庁施設等の整備
- 官庁施設の地震(耐震、天井)・津波対策
- 災害応急対策活動に必要な電力の確保等

官庁施設の老朽化対策等(69億円)

- 官庁施設の長寿命化
- 危険箇所、経年劣化の著しい部位等の解消

論点①:耐震化について、計画的に実施しているか

- 人命の安全の確保を図るとともに、防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、官庁施設の耐震化を推進している。
- これまでに95%を超える官庁施設について所要の耐震性能を確保した。

官庁施設の耐震化の実施

対象施設での業務内容に応じて、所要の耐震性能を確保

- ・一般の官庁施設については、建築基準法に基づく耐震性能を満たし人命の安全を確保している。(耐震性能評価値 1.0)
- ・災害応急対策活動の拠点施設については、耐震性能を割増し災害時の活動を可能にしている。(耐震性能評価値 1.5(本省庁など)、1.25(県単位の出先など))

【令和3年度に2棟、令和4年度に1棟の整備を完了見込み】

阪神・淡路大震災における
災害応急対策活動拠点施設の被害例



構造体の損傷により、
機能復旧に相当の
時間を要した

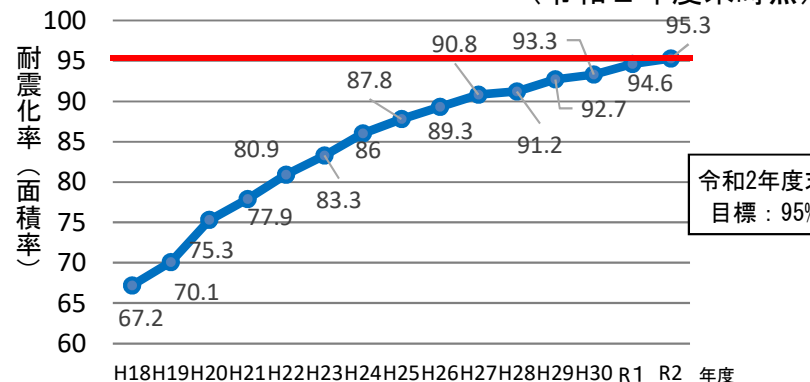
神戸第2地方合同庁舎
(被災前の耐震性能評価値: 1.01)

【参考】官庁施設における耐震安全性の目標

対象施設	耐震安全性の目標	耐震性能評価値
○本省庁の防災拠点施設 ○地方ブロックの防災拠点施設 〔地方整備局など〕	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。	1.5 (Ⅰ類)
○県単位の防災拠点施設 〔地方気象台、海上保安部など〕	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。	1.25 (Ⅱ類)
○一般官庁施設 〔税務署、公共職業安定所など〕	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全を確保できることを目標。	1.0 (Ⅲ類) 建築基準法相当

耐震化の現状

官庁施設の耐震基準を満足する割合: 95.3%
(令和2年度末時点)



第5次 社会資本整備重点計画 KPI

官庁施設の耐震基準を
満足する割合

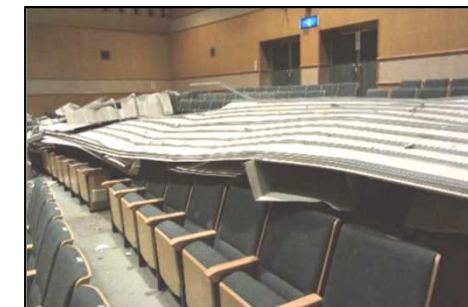
目標: 令和7年度末
100%

論点①:耐震化について、計画的に実施しているか

東日本大震災における天井脱落事故を踏まえ、**大規模空間を有する官庁施設の天井について、耐震対策を実施**している。

天井脱落被害と関係法令等改正

東日本大震災、熊本地震において、大規模空間の天井脱落が多数発生し甚大な人的・物的被害が発生するとともに地震後の機能継続が困難となった事例が生じた。



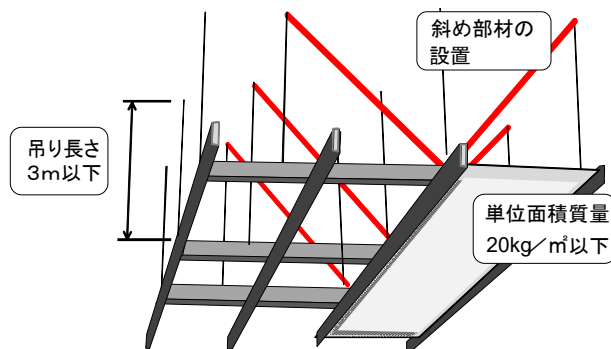
⇒これを受けて関係法令が改正され、一定要件を満たす大規模な天井に、更なる安全性の確保が求められた。

特定天井の要件

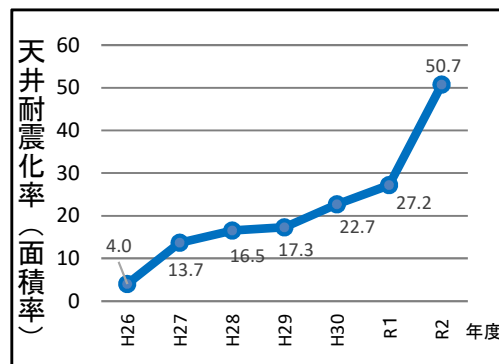
- ・高さ6m超、かつ面積200㎡超
- ・居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所
- ・天井面構成部材等が1㎡当たり2kg超

官庁施設における天井耐震対策の実施

天井耐震対策として**天井構成部材の補強等を実施し、防災拠点の機能維持、避難場所の確保等を図る。**
【令和3年度に11箇所、令和4年度に5箇所の整備を完了見込み】



天井耐震対策のイメージ



天井耐震対策の割合:50.7%(令和2年度末時点)

第5次 社会資本整備重点計画 指標

大規模空間を有する
官庁施設の天井耐震対策
の実施率
目標: 令和7年度末 85%

論点①:耐震化について、計画的に実施しているか

屋上ヘリポートや、防災備蓄倉庫を設置。安全・安心に寄与した事例。

仙台合同庁舎B棟

- 東北地方整備局などの防災官署が入居し、災害時には隣接する県庁や市役所と連携
- 屋上にヘリポートを備えるなど、防災拠点施設としての機能確保
- 国の防災官署、県及び市と整備局の間で、ヘリポートの使用に関する協定を締結



[仙台合同庁舎B棟]

[宮城県庁]

庁舎外観

石巻港湾合同庁舎

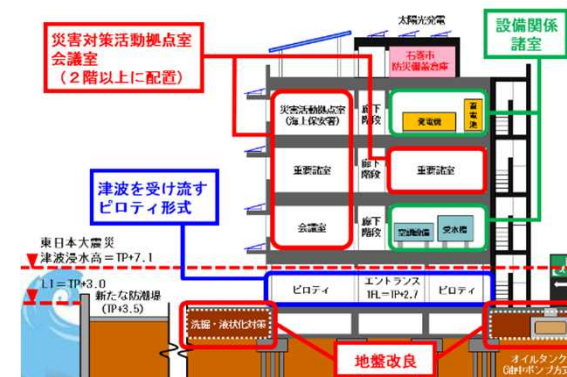
- 屋上の避難スペース確保や屋外階段の設置等により、津波避難ビルの機能を確保
- 石巻市の防災備蓄倉庫との合築
- 石巻市と管理官署（海上保安本部）の間で、津波避難場所に関する協定を締結



庁舎外観



石巻市の防災備蓄倉庫



実施した津波対策

論点①:耐震化について、計画的に実施しているか

避難スペース確保や、被災市民の受け入れを通じ、安全・安心に寄与した事例。

熊本地方合同庁舎

○熊本地震の際に、緊急避難施設として
エントランスホール等に市民を受け入れ



エントランスホールでの市民受け入れの状況

下田地方合同庁舎

○屋上の避難スペース確保や屋外階段の設置等により、
津波避難ビルの機能を確保
○下田市と合同庁舎の管理官署(法務局)の間で、
緊急避難施設としての使用に関する協定を締結



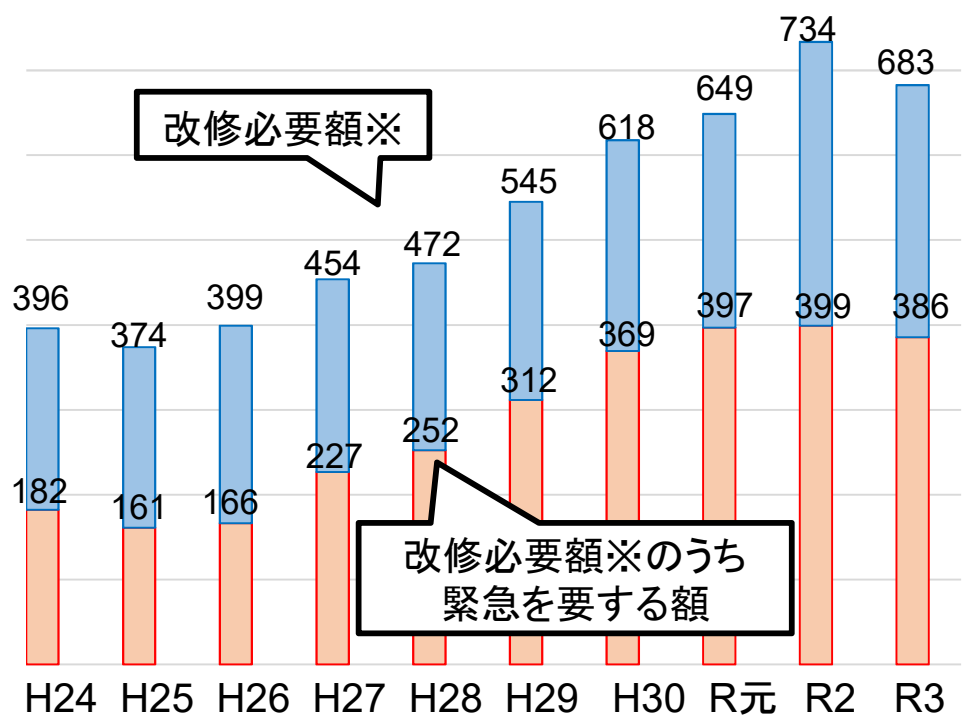
地域住民による避難訓練の様子

論点②:老朽化対策について、計画的に実施しているか

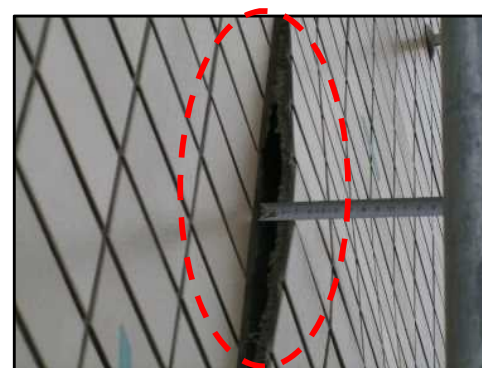
- 官庁施設の老朽化が急速に進行する中(築後30年以上を経過したものが4割超)、来訪者の安全確保や行政サービスの円滑な提供等を継続的に図っていくため老朽化対策を実施している。
- 緊急を要する老朽化対策(改修)に要する費用(計画額の合計)はH26年度以降急増し、高止まりの状況。

改修必要額※の推移

(億円)



※ 各省各庁営繕計画書に関する意見書において、「緊急を要する」及び「至急実施すべきである」と判定されたもののうち、老朽化対策に係る改修の計画額の合計。



外壁タイルの浮き



配管の腐食



室内への漏水



空調機器の破損

論点②:老朽化対策について、計画的に実施しているか

既存官庁施設についてより長く安全に利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、長寿命化を図る。

長寿命化の必要性

背景

- インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月策定) ○ 国土強靱化基本計画(平成26年6月閣議決定)
(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)

中長期整備構想の策定

- 一層の効果的・効率的な官庁施設の整備・活用を推進することを目的に、施設整備に関する重要な課題についての現況と対応の方向性、想定される施設整備量を示す中長期官庁施設整備構想※を毎年度策定

※長寿命化の対応として、築後60～70年程度の使用を目指すことが合理的な施設について長寿命化による機能維持を図る(平均使用年数65年程度を目標)方向性が示されている。

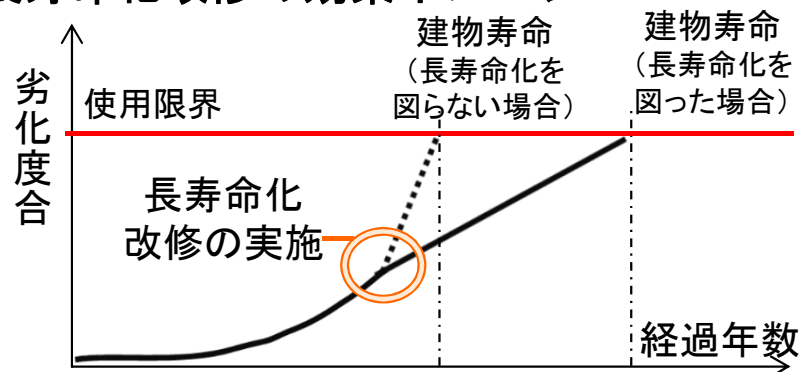
- 築後30年以上の施設から長寿命化対象施設を把握 (合同庁舎191施設(約160万㎡))

長寿命化改修の実施

長寿命化改修の内容

主な改修内容	部位の例	未措置の場合の問題点等
躯体の保護	外壁、防水、建具	雨水浸入や漏水による躯体劣化等
防災設備	防火設備、中央監視設備	防災機能の停止 火災発生時の被害拡大リスク等
ライフライン設備	給排水設備、電力設備	ライフライン機能の停止 給排水設備からの漏水による躯体劣化等

長寿命化改修の効果イメージ



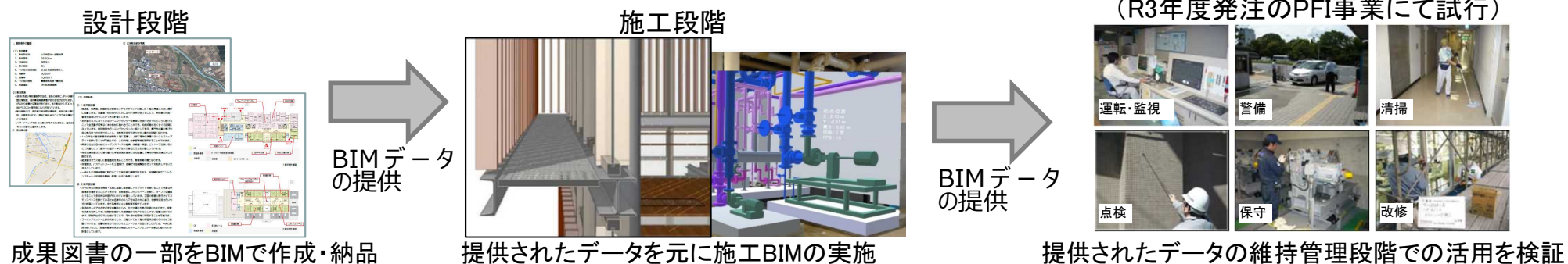
【令和2年度時点で措置が必要な17合同庁舎のうち、令和3年度に6施設、令和4年度に2施設の整備を完了見込み】

論点③:生産性向上に向けた取組とその普及が十分か

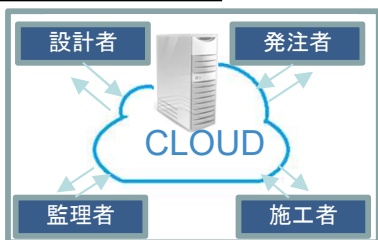
技能労働者の高齢化・減少等を背景に、建設現場等の生産性向上に向けた取組を進めている。

○ BIMや生産性向上技術の積極的活用

- ・ 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドラインの改定
- ・ BIMの試行(R2年度完了の設計業務・工事10件)



- ・ 情報共有システムの活用 (R2年度完了の設計業務・工事32件)
- ・ WEB会議の活用



- ・ 建設現場の遠隔臨場の試行拡大



生産性向上技術の導入促進

- ・ 発注時、完成時の技術評価
- ・ 設計段階から個別技術の活用を指定 (試行)
- ・ 電子小黒板の原則化

○ 書類の簡素化 (工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化 等)

○ 関係者間調整の円滑化 (遅滞ない設計意図伝達 等)

公共建築に拡大(地方公共団体、各省各庁への普及)

民間工事に波及

参考資料

参考資料: 営繕計画書に関する意見書制度の仕組み

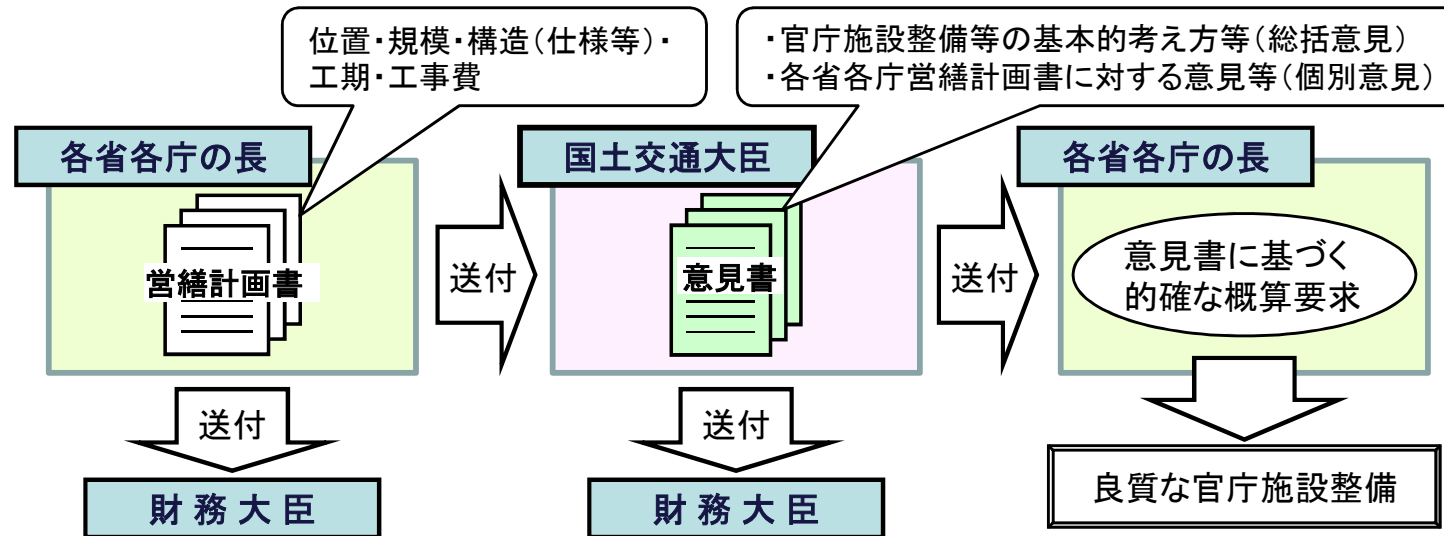
営繕計画書に関する意見書制度の仕組み

○ 目的

- ・ 国家機関の建築物として各省各庁間の整備水準等の均衡を図り、良質な官庁施設の整備を促進することを目的としている。

○ 制度概要

- ・ 各省各庁の長は、その所掌する建築物の新営及び修繕等に際し、「官公庁施設の建設等に関する法律」（以下「官公法」という。）第9条第1項に基づき、営繕計画書を財務大臣及び国土交通大臣に送付することとなっている。
- ・ 国土交通大臣は、官公法第9条第3項に基づき、毎年度概算要求に先立ち、各省各庁の営繕計画書に関して、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に照らし、技術的な見地から意見を述べ、各省各庁の長及び財務大臣へ送付している。



「官公庁施設の建設等に関する法律」(抄) (昭和26年法律第181号)

(参考)

(目的)

第1条 この法律は、国家機関の建築物の位置、構造、営繕及び保全並びに一団地の官公庁施設等について規定して、その災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条5 この法律において「各省各庁の長」とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

(営繕計画書)

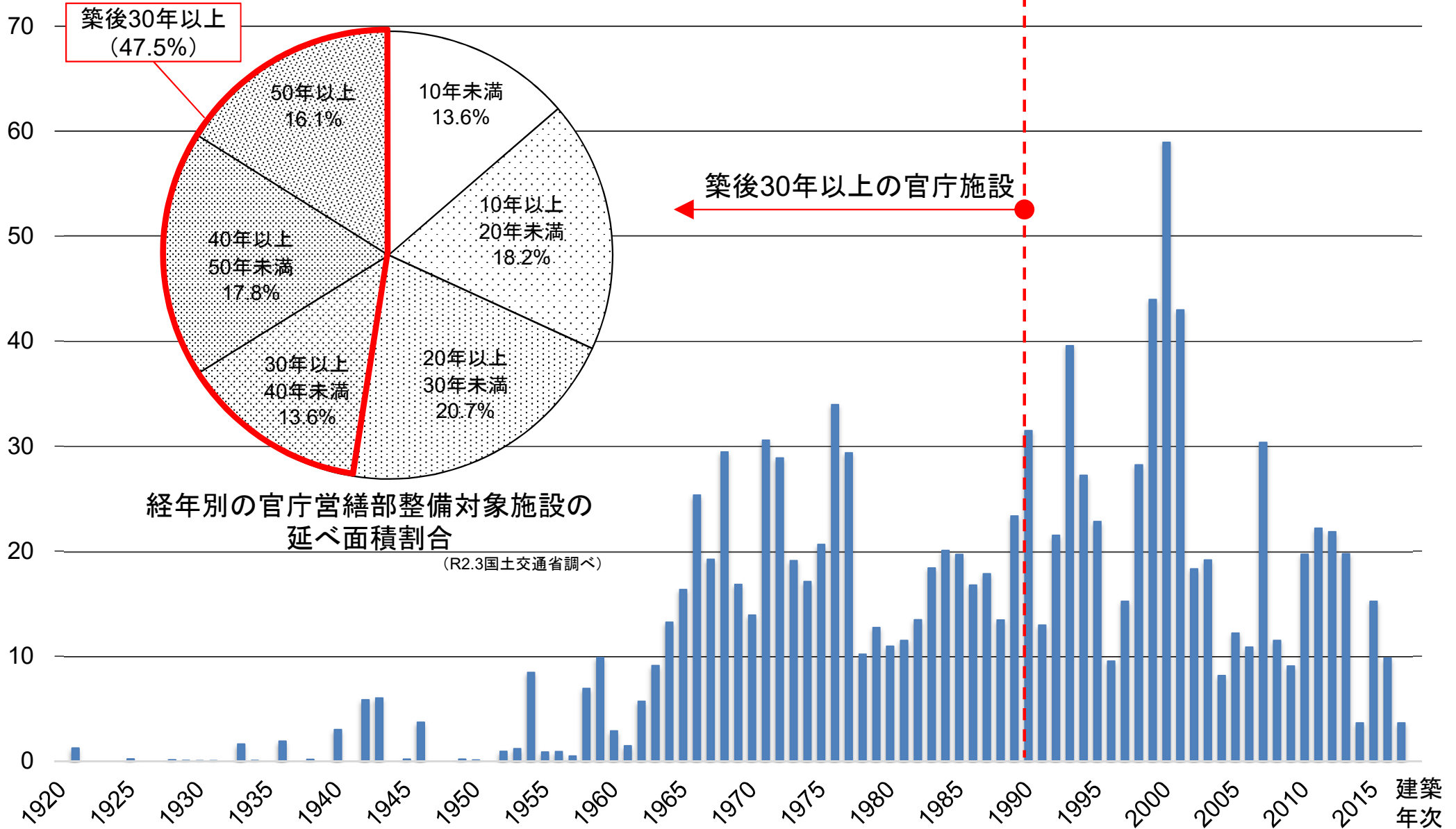
第9条 各省各庁の長は、毎会計年度、その所掌に係る国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設に関する計画書(以下「営繕計画書」という。)を前年度の7月31日までに財務大臣及び国土交通大臣に送付しなければならない。但し、1件につき総額100万円をこえない修繕又は模様替えについては、この限りではない。

2 前項の営繕計画書には、当該建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費を記載するものとする。

3 第1項の規定により営繕計画書の送付を受けたときは、国土交通大臣は、これに関する意見書を8月20日までに当該各省各庁の長及び財務大臣に送付しなければならない。

延べ面積
(万㎡)

官庁営繕部整備対象施設の延べ面積の合計: 約1,200万㎡



建築年次別の官庁営繕部整備対象施設の延べ面積

インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月関係省庁連絡会議）等において、**施設管理者（各省各庁）は、個別施設計画を令和2年度を目処に策定することとされた。**

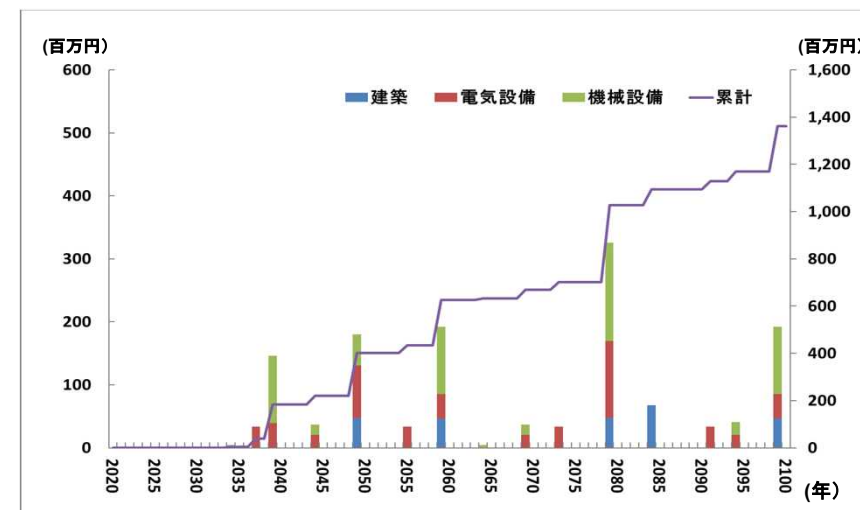
※個別施設計画は、「保全台帳」と
「中長期保全計画（修繕等の内容、予定年、概算額）」
から構成される。

・修繕等の内容の例

建築：外壁改修、建具改修など

電気設備：受変電改修、自家発改修、電灯・電力改修など

機械設備：熱源機器改修、空調機改修、換気機器改修など



中長期保全計画のイメージ



令和2年10月現在、ほぼ全ての施設で策定済